

平成20年6月23日

各 位

証券会員制法人 福岡証券取引所  
市 場 部

## パブリック・コメントの実施について

本所は、下記の要領で、パブリック・コメントの募集（規制の設定又は改廃についてのご意見募集）を実施することといたしましたのでお知らせします。

記

### 1. パブリック・コメントの内容

**「有事等による取引記録消失時の約定取消しルールの整備について」**

### 2. 意見提出方法等

(1) 提出期限：平成20年 7月 7日（月）

(2) 提出方法：郵便、ファクシミリ、E-Mail

(3) 提出先

① 住 所：〒810-0001 福岡市中央区天神2-14-2

証券会員制法人 福岡証券取引所 総務部

② FAX：092-713-1540

③ E-Mail：pc@fse.or.jp

### 3. 公表資料の入手方法

本所ホームページ（URL <http://www.fse.or.jp/>）及び本所窓口での配布

### 4. 意見等処理方法

平成20年 7月 8日（火）以降、本所ホームページに掲載いたします。

以 上

**【問い合わせ先】**

証券会員制法人 福岡証券取引所 市場部

TEL (092) 741-8231

## 有事等による取引記録消失時の約定取消しルールの整備について

平成20年6月23日  
証券会員制法人 福岡証券取引所

### I. 趣旨

本所は、万一、有事等により取引記録が消失した場合などを想定し、当該約定の復元を容易とするための対応を行ってきているところではありますが、平成18年9月に公表されたBCPフォーラム「取引所取引専門部会」報告書における「証券取引所においては、やむを得ず生じる約定の取消しが必要となる場合への対応策について検討すべきである。」との指摘を踏まえ、有事等の際に、万一、取引記録を消失し、復元が困難な場合の約定の取扱いを明確にするため、関係規則について所要の整備を行います。

### II. 概要

項目	内容	備考
有事等による取引記録消失時の約定取消しルールの整備	・有事等の際に、万一、取引記録を消失し、復元が困難な場合には、当該約定を取り消すことを可能とするため、約定取消しルールを整備します。	・本所は取引記録の保全のために、一日に複数回、取引記録のバックアップを行っています。

### III. 実施時期（予定）

平成20年8月頃を目途に実施します。

以上